

「日本保険学会 国際会議等開催補助金」募集のご案内

日本保険学会では、国際会議等開催補助金の申請を以下のとおり募集いたします。

1. 国際会議等開催補助金の目的 :

日本保険学会員が参加する日本国内で開催される国際会議等の開催への補助を通じて、当学会員、特に若手保険研究者が国際会議等で報告する機会をより身近に提供するとともに、国外で開催される国際学会等における若手保険研究者の活躍のための基盤を作ることを目的といたします。

2. 補助内容 :

- (1) 補助対象 : 申請年度あるいはその翌年度に日本国内において開催される国際会議等の開催に対する補助を行います。

※本制度における「国際会議等」には、学会だけでなく、ワークショップなどの形態で開催される研究集会も含みます。

- (2) 補助金額 : 50万円を上限に補助を行います。ただし申請額からの減額が行われることがあります。

3. 応募資格 :

- (1) 申請者は、応募年度現在において、日本保険学会に1年以上所属している者とします。
- (2) 国内参加予定者のうちの過半数は日本保険学会会員とします。
- (3) 日本の大学・研究機関・保険会社等に所属する者のみの研究集会については補助の対象外とします。ただし海外研究者が来日できないもののweb会議システム等を通じて参加する場合には、補助の対象となるものとします。

4. 補助金の用途 :

国際会議等の開催に要する費用とします。

5. 補助決定後 :

- (1) 補助決定後に国際会議の開催内容について大幅な変更等が生じた場合には、その旨を日本保険学会事務局に連絡してください。
- (2) 補助対象となった国際会議等の開催に関しては、論文募集の案内（call for papers）や開催プログラム等を日本保険学会のwebサイト等で公表いたします。
- (3) 国際会議等の終了後1ヵ月以内に、決算書を含む実施報告書を日本保険学会事務局に提出してください（形式は任意です）。なお実施報告書が未提出の場合、補助金を返還していただきます。

6. 応募方法 :

日本保険学会webサイト（そのページのURL）より、「日本保険学会 国際会議等開催補助金」の申請書ファイルをダウンロードした上で必要事項を記入し、後掲の応募書類送付先アドレス

にメール添付で送信してください。

7. 応募期間：

隨時募集いたします。ただし当該国際学会の開催初日の3ヵ月前を期限といたします。

8. 審査結果発表：

- (1) 提出書類について日本保険学会で審査を行います。
- (2) 審査結果は、応募受付日から1ヵ月以内に申請者に連絡いたします。

9. お問い合わせ先・応募書類送付先：

日本保険学会事務局